

宮城県で堆肥飼料等の生産、販売を営む申立会社について、原発事故後の政府等による出荷制限指示等に伴う逸失利益、放射能汚染により廃棄を余儀なくされた堆肥等の財物損害、福島県の旧緊急時避難準備区域内の工事現場に原発事故前に納品したが避難のため放置された堆肥の梱包資材等の財物損害等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人 東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する（以下「本和解」という。）。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、申立人の下記損害項目（下記の期間に限る。）について和解すること、それ以外の点については本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	期間	金額
① 営業損害（バーク堆肥分）	平成23年4月1日から 平成23年7月24日まで	1,646,190円
② 営業損害（牛ふん堆肥分）	同上	128,651円
③ 営業損害（バーク堆肥分）	平成23年7月25日から 平成23年8月31日まで	1,055,250円
④ 営業損害（牛ふん堆肥分）	同上	135,641円
⑤ 営業損害（混合飼料分）	同上	653,640円
⑥ 営業損害（バーク堆肥分）	平成23年9月1日から 平成23年12月31日まで	2,707,856円
⑦ 営業損害（牛ふん堆肥分）	同上	183,255円
⑧ 営業損害（混合飼料分）	同上	2,811,490円

⑨ 検査費用	平成 23 年 3 月 11 日から 平成 24 年 5 月 11 日まで	174,960 円
⑩ 追加的費用(出張旅費等 関係)	平成 23 年 3 月 11 日から 平成 23 年 8 月 31 日まで	1,742,004 円
⑪ 財物損害(フレコンパッ ク 1640 枚分)		1,435,000 円
⑫ 財物損害(パレット 1260 枚分)		2,646,000 円
⑬ 財物損害(堆肥 2 万 1421.72 m ³ 分)		56,137,351 円
⑭ 財物損害(混合飼料 1160 本分)		4,149,320 円
既払金控除		28,135,716 円
⑮ 弁護士費用		1,424,127 円

合計金 48,895,019 円

2 和解内容

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目に関する和解金として、合計金 48,895,019 円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算条項

申立人及び被申立人は、第 1 項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。また、遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立および内容を証するため、申立人及び被申立人は、本和解契約書を 2 通作成し、各自署名(記名)押印の上、各 1 通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成 25 年 7 月 5 日

(仲介委員 遠山信一郎)